サービス利用計画作成対象障害者等認定取消通知書

第号

年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

身延町長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証  番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支給決定障害者  （保護者）氏名 |  |
| 認定取消日 |  | | | | | | | | | | 認定に係る  障害児氏名 |  |
| 取消理由 |  | | | | | | | | | | | |

受給者証を身延町役場福祉保健課福祉担当に返還してください。

　返還先　身延町役場 福祉保健課 福祉担当

　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1　℡　0556-20-4611

返還期限　　　　　　年　　　　月　　　日

審査請求及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、山梨県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に身延町を被告として（訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

　　　身延町役場 福祉保健課 福祉担当　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1　℡ 0556-20-4611